

審議事項

（1）地域密着型サービス事業所の指定更新について

資料1	防府市地域密着型サービス事業所の指定更新について	説明
-----	--------------------------	----

質疑応答

会長 地域密着型サービス事業所の指定更新について、承認しても良いか。

【 全員一致で承認 】

（2）第10次防府市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画・老人福祉計画）（案）について

資料2	パブリックコメントの実施結果について 計画の修正箇所（抜粋）	説明
-----	-----------------------------------	----

質疑応答

A委員 パブリックコメントの意見は2人から6件とあるが、対象者を知りたい。
事務局 対象者は市内在住者、市内在勤者、市内在学者、市内に事業所・事務所を所有している方、市に納税義務がある方としており、ホームページ・市広報でお知らせし、各公民館等に計画（案）を置き、広く公表している。

会長 第10次防府市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画・老人福祉計画）（案）について、承認しても良いか。

【 全員一致で承認 】

報告事項

（1）防府市介護保険条例等の改正（案）について

資料3	防府市介護保険条例の改正（案）について	
参考資料1		
参考資料2		
資料3-2	防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の改正（案）について	説明

質疑応答

- B委員 資料3-2の裏面にある条例改正の内容(1)アの「書面掲示」規制の見直しについて、ウェブサイトはそれぞれの事業所がホームページを作成するのか、それとも、専用のホームページに掲載するのか。
- 事務局 各事業所のホームページのほかに、県の介護サービス情報公表システムに掲載できるようになる。
- A委員 資料3-2の裏面(1)ウの身体的拘束等の適正化の推進について、具体的にはどういうことか。
- 事務局 現在、一部の介護サービスのみ課されている内容を、全サービス共通で義務付けられるようになる。
具体的には、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その理由等を記録しなければならないようになる。
- C委員 資料3-2の裏面(2)アの多機能系サービスの管理者の兼務について、兼務の具体的な内容は今後、集団指導で示されるのか。
- 事務局 詳細については、3月末に予定している集団指導で説明したい。
- D委員 資料3-2の裏面(4)イの「新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携」について、新型コロナウイルス感染症で医療機関との連携は進んでいると感じている。
また、アの「協力医療機関との連携体制の構築」について、居住系サービス及び施設系サービスに「協力医療機関を定めることを義務付ける」とされており、例えば、アの①に「入所者の病状が急変した場合に、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること」とあるが、確保できない場合は、市に相談すればよいのか。
- 事務局 事業所の指定先による。県が指定した場合は県に相談となるが、市が指定した地域密着型サービスの事業所は、市に相談いただきたい。

(2) 地域包括支援センターの活動について

資料4 地域包括支援センターの活動状況について (チラシ) 地域包括支援センター	説明
---	----

質疑応答

- A委員 パブリックコメントのNo.3の意見に、「腰痛で住まいから出られなくなった独居の知人がいて、地域包括支援センターに電話相談したところ、数日放置された」とある。こういうことがなぜ起こったのか。
研修もいいが、地域包括支援センターの人手が足りないのではないのか。

事務局 地域包括支援センターの対応が遅れて迷惑をおかけした御意見を受けて、委託の地域包括支援センターとは迅速に対応できるよう、常に情報交換をしており、計画（案）に「地域包括支援センターは、適切な対応を迅速にできるよう」追記している。

この度、国は地域包括支援センターの負担軽減となるよう、介護予防支援や総合相談業務に関する制度改正を行うこととしており、市としても計画（案）に「地域包括支援センターの負担軽減の対応」を項目として掲げ、対応について検討していくこととしている。

B委員 所属の薬局で地域包括支援センターを周知していきたい。

相談を受けた時に「市に行けば良いのか」と尋ねる方が多く、市に相談するという意識が強いので、市民課や公民館で地域包括支援センターの周知をしてはどうか。

また、資料のチラシには「緊急時の相談は24時間受け付けています」とあるが、地域包括支援センターは土日に電話がつながるのか確認したい。先のパブリックコメントの意見は、週末を挟んで緊急性がないと判断した場合なのかもしれない。

事務局 改めて、地域包括支援センターの周知を他部署や公民館に対し依頼したい。また、営業時間外及び定休日は、各地域包括支援センターの電話が携帯電話に転送され、24時間体制で職員に連絡が取れる状態にある。

その他について

- ・来年度の公募の予定について
- ・委員の任期満了について